

- 田園居住地区 環境共生地区、特定沿道地区を除く現市街化調整区域の全域
- 環境共生地区
 - ①県道笠岡美星線沿道地区 (小平井～甲弩)
 - ②県道園井里庄線沿道地区 (園井～広浜)
 - ③市道笠岡中央線等沿道地区 (相生～用之江)
 - ④市道笠岡中央線沿道地区 (今立～笠岡)
 - ⑤県道倉敷長浜笠岡線等沿道地区 (西大島新田)
 - ⑥県道笠岡井原線沿道地区 (小平井～東大戸)
 - ⑦県道井原福山港線沿道地区 (篠坂～用之江)
- 特定沿道地区 ⑧一般国道2号沿道地区 (生江浜～用之江)

※ただし、特定用途制限地域から「農用地区域、保安林等区域」は除く
 ※環境共生地区、特定沿道地区については、道路の端から両側50mの範囲とする

地区	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
田園居住地区	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の店舗、事務所等 ・娯楽施設及び風俗営業施設 ・一定規模以上の倉庫、自動車車庫 ・一定規模以上の自動車修理工場 ・危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場、及び少ない工場、又はやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物
環境共生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な店舗、事務所等 ・娯楽施設及び風俗営業施設 ・一定規模以上の倉庫、自動車車庫 ・一定規模以上の自動車修理工場 ・危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、又はやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物
特定沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業施設 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場、及び危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物

公聴会のお知らせ

①都市計画に関する基礎調査の結果に基づく「笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の変更、それに伴う「笠岡都市計画区域の区域区分」の変更案の作成に関して、縦覧を行うとともに公聴会を開催します。

②笠岡都市計画特定用途制限地域の決定に関して、素案の縦覧を行うとともに公聴会を開催します。

それぞれの公聴会に出席して素案に対する意見を述べようとする人は、事前に意見書を提出して下さい。

「縦覧及び意見書の提出」
 とき：①②6月4日(水)～6月17日(火)の執務時間内
 ところ：①岡山県都市計画課、笠岡市都市計画課
 ②笠岡市都市計画課

意見書の提出：①②公述申立書(縦覧場所に備え付け)

に記入して、縦覧場所に提出して下さい。

「公聴会」
 とき：①6月25日(水)13時30分から
 ②6月25日(水)15時30分から
 ところ：①②笠岡市民会館 第2会議室
 公述人の選定：①②公述申立書を出した人が多数の場合は、公述人の人数又は時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係ない意見は述べることができません。

公聴会の傍聴：①②公聴会の傍聴を希望する人は、当日直接会場にお越し下さい。(各定員50名、先着順)

問合せ：①について 岡山県都市計画課計画班(岡山市内山下二丁目四番六号) ☎086(226)7493
 ②について 笠岡市都市計画課 ☎2138

問合せは

〒714-8601 笠岡市中央町1-1 都市計画課
 ☎2138 FAX☎2105
 Eメール: toshikeikaku@city.kasaoka.okayama.jp